



2009年4月16日

各 位

会 社 名 イオンデイライト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 堤 唯見
(コード番号 9787 東証・大証 第一部)
お 問 合 せ 先 デイライトコミュニケーション部長 指江 正敏
(TEL. 06-6260-5632)
当社の親会社 イオン株式会社 (コード番号: 8267)
株式会社マイカル (コード番号: -)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2009年4月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、2009年5月20日開催予定の第36期定時株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(2009年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなしております。そのため、現行定款第7条株券の発行、第9条単元株式数及び単元未満株券の不発行ならびに第10条株式取扱規則および第11条株主名簿管理人における実質株主名簿に関する規定等は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。
- (2) 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成し備え置かなければならないことから、附則に所要の規定をもうけるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2009年5月20日 (予定)
定款変更の効力発生日	2009年5月20日 (予定)

以 上

【別 紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 7 条 (株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第 9 条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100 株とする</p> <p><u>2 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第 10 条 (株式取扱規則) <u>当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱その他株式に関する手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 11 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第 12 条～第 35 条 (条文記載省略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 る)</p> <p>第 7 条 (自己の株式の取得) (現行どおり)</p> <p>第 8 条 (単元株式数) (現行どおり) (削 る)</p> <p>第 9 条 (株式取扱規則) <u>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 10 条 (株主名簿管理人) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 11 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>第 1 条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置き、その他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</u></p>